

カンボジアの司法 ～ Contribution of Law ～

J I C A 長期派遣専門家

内 山 淳

1 はじめに

これまで、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。また、始審裁判所に関する実務的な基礎データを紹介しながら、裁判所について概観した。

今号のテーマは、「Contribution of Law」¹(以下「COL」という。)である。日本は、カンボジアに対し、20年以上にわたって法整備支援を実施してきたが、特に、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を中心として、カンボジア民法及び民事訴訟法の起草を支援し、その後、司法分野での人材育成、カンボジア民法及び民事訴訟法の普及、民事裁判実務の運用改善など、様々な視点から支援を続けてきた。そのような中で、プロジェクトとしての成果だけではなく、プロジェクトの外でも、波及的に有形無形の良い効果が生じている。殊に、最近の顕著な例として、自主的な勉強会の団体であるCOLを挙げるができる。

このCOLの活動は、カンボジアの司法の現在を知る上で、非常に重要と考えたので、取り上げる次第である。²

2 COLの概要について

(1) 名称

COLは、プロジェクトに参加したカンボジアの弁護士が、民法等をより正確に学び、より多くの人に広めるために立ち上げた自主的な勉強会の団体であり、主にカンボジアの大学生や若手弁護士を対象にして、民法等の理解を深める活動をしている。正に、プロジェクトの理想的な発展型の1つといえる。

COLの正式な名称は、日本語に訳すと「法への貢献」である。立ち上げた弁護士にこの名前に込めた想いを聞くと、「クメール語の『ヴィ・ピアック』(貢献)は、誰かに物をあげるという意味で、現金などの見返りを受けずに何かをするという意味合いがある。私たちが目指す活動と目標に沿っている。個人的な名前を冠したくなかった。将来は、私たちとは違う人が指導するかもしれないので、一般的な言葉を選んだ。」と語ってくれた。

¹ クメール語(カンボジア語)名は、「វិភាគច្បាប់」(ヴィ・ピアック・ティアン・チュバップ)で、意味は英語名と同じ。

² COLについては、イブ・ポリー(Mr. Iv Poly) 弁護士、テップ・ボパル(Ms. Tep Bophal) 弁護士から、詳細に御教示いただいた。本文中の「聞き取り日現在」とは、2018年6月4日現在を意味する。

なお、COLについては、『世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援』(独立行政法人国際協力機構, 文藝春秋企画出版部, 2018年)の286ページ以下でも紹介されている。

後述のとおり，COLの活動は，正にカンボジアの司法への「貢献」であり，手弁当で見返りを求めずに行うという活動内容を象徴する名称である。

(2) ロゴ

COLのロゴは，以下のとおりである。



【COLのロゴ】³

ロゴのイメージは，家の「扉」と本の「表紙」を合わせたものである。COLに参加するメンバーにとっては，「扉」を開け，「表紙」をめくることで，法を学ぶことができるという想いが込められている。

もう少し詳しく見ると，本の綴じしろに相当する部分（左端）は濃い青色であり，カンボジア民法や民事訴訟法の「条文」の本（JICA支援）の表紙の色と同じである。また，その他の部分はややくすんだピンク色であり，COLを立ち上げた弁護士が，最初にプロジェクトに関わったときに作った「要件事実」の本（JICA支援）の表紙の色と同じである。このように，日本とのつながりを強く意識した色使いになっている。

中心の丸は，金色で，扉の取っ手を表している。右上から始まる白色の折れ線が，民法等の複雑さを表しており，金色の取っ手はそのゴールであり，たどり着いた者の将来が輝くことを象徴している。

(3) 目的

COLが掲げるテーマは，「みんなのために一緒に知識を増やす」⁴である。自己犠牲的な意味合いを含み，「法への貢献」という名にふさわしいといえる。

COLの活動の大きな目的は，i) 民法等についての知識を共有すること，ii) 民法等についての資料を作成することである。それらの実践例として，i) については，通常の勉強会に加え，セミナーの開催，フェイスブックでの情報共有など，ii) については，講義レジュメ集の出版，解説ビデオのフェイスブック掲載などを挙げることができる。

³ カラー版は，COLの公式フェイスブック <https://www.facebook.com/contributionoflaws/> 等を参照。

⁴ クメール語では，「រួមគ្នាបង្កើតចំណេះដឹងដើម្បីទាំងអស់គ្នា」（ルオムクニア・ボンカウン・チョムネダン・ダウンバイ・テアングオッホクニア）。

(4) 創設者

創設者は、プロジェクトのワーキング・グループのメンバーのイブ・ポリー弁護士⁵及びテップ・ボパル弁護士⁶である。両名は、夫婦で、プノンペン市内において「JC Law」⁷という法律事務所を経営している。

両名とも、2009年頃から日本の法整備支援に関わり、2012年以降は、JICAの民法・民事訴訟法普及プロジェクトや民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトにおいて、ワーキング・グループのメンバーになっている。

(5) 法的地位

COLは、法人やNGOではなく、法律事務所「JC Law」の活動の一環という位置付けである。「JC Law」の活動は2種類あり、i) 法律サービスの提供（法律相談、契約書作成、訴訟など）、ii) 法曹の人材育成である。

このiiの活動に名前を付けたのがCOLである。したがって、法的には、法人格を備えた団体としては存在しておらず、あくまでも法律事務所の活動の1つに名前を付けただけである。ただ、ボパル弁護士は、「今や、本体のJC Lawよりも、COLの方が知名度が高い。」と自嘲気味に笑いながら話してくれた。

(6) 略史

2015年3月28日、設立。

同日、初のセミナーを開催。

- ・テーマは、養子縁組。参加者は、約50名。
- ・ボパル弁護士は、以前から、フェイスブックなどで法律的なコメントを投稿していたが、コメントを読んだ学生などから、もっと深く理解したいという要望があり、これがCOLを立ち上げようと考えた一因。この初回のセミナーで予想外に人気が出たため、その後、合計20回以上のセミナーを実施。

2016年1月16日、正式なプログラムを開始。

同日、開始式を開催。

- ・来賓は、カンボジア弁護士会（BAKC）会長、弁護士養成校（LTC）校長、司法省次官等。
- ・長期コース（第1期生）のプログラムが開始。初回授業は、同月23日。

2016年5月25日、公式フェイスブックのページを開設。

- ・フォロワーは、約3万人（聞き取り日現在）。以前は、フェイスブックで個人同士のグループを作って情報共有。しかし、閲覧できる人が限られるため、活動内容をより広く知ってもらうなどの目的で、新たにCOLのページを開設。

⁵ 2008年、弁護士養成校卒業。同年、弁護士登録。

⁶ 2007年、弁護士養成校卒業。同年、弁護士登録。

⁷ 2013年、ボパル弁護士と日本人の弁護士（元・長期派遣専門家）が設立。2017年、現在地に移転。以後は、ポリー弁護士とボパル弁護士が経営。詳細は、公式フェイスブック <https://www.facebook.com/pages/biz/JC-Law-766242660226472/> を参照。

2017年10月3日、カンボジア弁護士会との合意書の署名式を開催。

- ・カンボジア弁護士会と合意したことで、COLの活動を弁護士全体に広める正当性を獲得。
- ・カンボジア弁護士会からの金銭支援は、セミナー開催費用の半額程度。合意書に基づき、セミナーを3回（聞き取り日現在）実施。
- ・参加者は、セミナーに出席すれば、参加証明書入手可能。

(7) 資金

運営資金の原資は、寄付等による。開始当初のセミナーでは、参加者1人当たり5ドルを徴収したが、その後は、プロジェクトのワーキング・グループのメンバー（弁護士）等から基金を募り、その基金から拠出することにした。それでも不足する場合には、ポリー弁護士やボパル弁護士が私費で補填している。

現在、授業については、受講者1人当たり月額3ドル（会場レンタル代などに充当）を徴収しているが、経済的に苦しい学生などについては、事実上免除している。

近時、カンボジア弁護士会長（当時）から私費での多額の寄付があり、セミナーや授業の運営費、卒業証書やロゴ入りシャツの作成費等をまかなっている。また、カンボジア弁護士会との合意書の署名後は、セミナーについて、開催経費の約半額を同会が負担してくれている。

3 COLの勉強会について

勉強会は、大きく2種類あり、「授業」と「セミナー」に分かれる。

(1) 授業

ア 授業のコース

「民法コース」と「民事訴訟法コース」がある。

(ア) 民法コース

当初は、「長期コース」と「短期コース」に分かれていたが、第3期生から、長期・短期の区別をなくし、1つのコースのみに統一した。各コースの詳細は、後掲のとおりである。既習者も未習者も参加できる。

講師は、ボパル弁護士とポリー弁護士が中心であるが、その他にも、随時、プロジェクトの元ワーキング・グループのメンバー（カンボジア人弁護士）、プロジェクト・スタッフ、JICA長期派遣専門家等が、特定のテーマごとに依頼を受けて、講義を担当している。

問題点としては、短期コースでは、開催場所がコーヒーショップ（店内の個室等）であるため、毎回、コーヒー等を買う必要があり、学生には負担であること、店内があまり広くなく、授業をするのに十分なスペースがないことなどが挙げられる。

また、短期コースは、期間が約6か月間と比較的短く、コース終了時でも民法の理解が不十分な者もいたため、4か月間延長した。延長期間中は、第1期生（長期コース）が講師を務めるなどした。

長期コースでは、第1期生と第2期生には、入会のため、筆記試験と口述試験を実施していたが、第3期生以降は、入会の試験を実施しないことにした。その理由として、1つは、試験準備（出題文等の決定、試験会場の手配、採点等）に費用と時間がかかることである。もう1つは、COLへの入会の機会を増やすことである。試験を実施すると、ほぼ学生しか受験せず、多くの若手弁護士、弁護士補助及び裁判官補助は、受験を差し控える傾向がある（不合格になると不名誉だと考えているため）ので、これを回避するためには、入会試験を実施しない方がよいとのことである。

《長期コース》 第1期生、第2期生

期間：1年間

第1期生 2016年1月16日から2017年2月24日

第2期生 2017年2月24日から2018年3月2日

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：土曜、午後2時から午後5時

人数：20人（第1期）、36人（第2期）

《短期コース》 第1期生のみ

期間：6か月間

第1期生 2016年8月27日から2017年2月24日

場所：プノンペン市内のカフェ

時間：水曜及び金曜、正午から午後1時30分

人数：20人

《統一後のコース》 第3期生から

期間：1～2年間

第3期生 2018年3月4日から（終期末定）

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：水曜及び木曜、正午から午後1時30分

人数：52人

(イ) 民事訴訟法コース

講師は、ボパル弁護士とポリー弁護士である。民法コースのように、長期・短期コースの区別はない。

第3回コースは、弁護士向けの実務的な内容（訴状の書き方等）であり、受講対象者が学生ではなく、弁護士のみであるため、有料化してCOLの運営費を一定程度まかなう予定である。また、授業への出席率70%以上を受験資格にして、卒業試験を実施し、卒業証書を発行する予定である。

《民事訴訟法コース》

期間：約1か月間（約30時間）

第1回コース 2017年8月

第2回コース 2017年11月から12月

第3回コース 2018年8月（予定，聞き取り日現在）

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：火曜及び木曜，午前11時30分から午後1時30分

人数：各25人（第3回コースは30人）

イ 受講生

全コースを通じた受講生の内訳としては，約8割は大学生，残りは若手弁護士である。学生は，王立法律経済大学（RULE）⁸の在籍者が最多であるが，パニャサストラ大学⁹，メコン大学¹⁰，ノートン大学¹¹等の著名な大学からも幅広く参加している。

受講者は，プノンペン在住者だけでなく，プノンペン周辺州を始め，遠方も含む各地（コンボンスプー州，バットンバン州，シハヌークビル州，コックン州等）から集まっている。経済的に厳しい人も豊かな人もおり，少数民族（モンドルキリ州）の受講生もいる。

女性の割合は，比較的高い。例えば，長期コースでの女性は，第1期生20人中5人（25%），第2期生36人中10人（27.7%），第3期生52人中28人（53.8%）である。

ウ 授業の内容

（ア）カリキュラム

各コースのカリキュラムの一例は，後掲のとおりである。

運営上の問題点としては，ボパール弁護士やポリー弁護士以外には常勤の講師がいないことである。また，ボパール弁護士とポリー弁護士は，プロジェクトのワーキング・グループ活動の準備や会合出席，自らの法律事務所の経営や依頼業務への対応なども行う必要があるため，COLの継続的かつ安定的な運営のためには，講師の確保が喫緊の課題とのことである。

《民法（長期コース）》

条文数が多いこと，受講生の理解度に応じて進捗を変えたことなどから，当初のカリキュラム通りには進まず，実際には，以下ようになった。

第1期生：民法の基本的な考え方，物権編（占有権等），債務編（契約違反の損害賠償等），各種契約・不法行為編（不法行為等）等，適宜，重要な分野を取り上げた。

第2期生：条文順に従った。民法の基本的な考え方，自然人，物権まで。

第3期生：条文順に従う。債務以降（予定，聞き取り日現在）

⁸ プノンペン市内にある国立大学。1949年，法・政治・経済に関する国家機関として設立。2003年に大学化。<http://www.rule.edu.kh/docsxv/>

⁹ プノンペン市内にある私立大学。1997年設立。<http://www.puc.edu.kh/>

¹⁰ プノンペン市内にある私立大学。2003年設立。<http://www.mekong.edu.kh/>

¹¹ プノンペン市内にあるカンボジア初の私立大学。1996年設立。<http://www.norton-u.com/>

《民事訴訟法コース》

概ねカリキュラム通りに進んだ。具体的には、以下のようになった。

第1回，第2回：管轄，当事者，代理人，訴訟費用，訴えの種類，訴状の記載事項，各種要件事実

第3回：訴状の書き方等（予定，聞き取り日現在）

(イ) 授業の様子

カンボジアの大学での法学の授業は，一般的には，条文を読んで意味を確認するだけのものが多く，条文背後にある法理や体系的な理解について学ぶ機会はほとんどないという¹²。また，教員（特に，年配者）の中には，民法（2007年成立，2011年適用）や民事訴訟法（2006年成立，2007年適用）についての知識が乏しい者もあり，旧法（契約及びその他の責任に関する政令38号等）の内容を前提とした授業をしている者もいるという。

このような現状を踏まえ，COLでは，体系的な理解や具体的な事例に応じた理解などを重視しており，単に条文を読んで意味を確認するだけの授業はしていない。講師から受講生に質問し，受講生も講師に質問するという双方向性を重視している。

講師は，スライドを映写して説明する形式を採っており，このスライドは，そのまま資料として使える程度に，きちんと内容が整理されている上，視覚的にも分かりやすい内容となっている¹³。

ほとんどの受講生は，JICAが作成した民法や民事訴訟法の条文本（青色表紙）を持参しており，授業中には，随時，条文を確認していた。また，講師は，適宜，受講生の一人に条文を音読させ，全員で条文の内容を確認するなどして，条文への意識付けに気を配っていた。



【講義風景（ボパール弁護士）】

¹² 筆者は，プノンペン市内の大学で法学の授業を傍聴したことがあるが，その際，教員は，条文を読んで，その文言の意味や具体例を説明しているだけであり，条文の趣旨や体系的理解につながる説明はほとんどなかった。

¹³ 資料は，前掲COL公式フェイスブックのほか，一部は，プロジェクトのホームページにも掲載中。
<https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/025/materials/index.html>



【講義風景（ポリリー弁護士）】

(2) セミナー

これまでに23回（聞き取り日現在）開催している。主に、土曜又は日曜（午前8時30分頃から午後5時頃まで）に開催しており、カンボジア弁護士会との合意書署名後は、同会支援のセミナーという位置付けになっている。

参加者は、プノンペン在住の弁護士、弁護士養成校学生、公証人養成校学生などで、各回100名余である。

講師は、ポリリー弁護士、ボパール弁護士、JICA長期派遣専門家等で、資料の翻訳及び当日の通訳は、プロジェクト・スタッフが担当している。

テーマは、前回の参加者のアンケートを踏まえて決定している。例えば、「物権と債権の違い」、「相続と遺贈の違い」、「連帯債務」、「第三者異議」、「契約解除」などであり、理解が難しい分野や実務上でよく問題となる分野が多い。

セミナーでは、質疑応答の時間を多くとっており、終日の講義では、午前と午後にそれぞれ1時間以上を充てている。質疑応答については、日本でのセミナーとは異なっており、特徴的である。参加者は、講義途中でも遠慮なく随時質問し、質疑応答の間でも様々な質問が飛び交うが、当日のテーマから脱線することも多い。

セミナーの手伝いは、COLの学生が担当しており、休憩時間に提供されるクメール伝統菓子等は学生の手作りである。カンボジアで行われる終日のセミナーでは、朝食代わりの軽食、ランチ、数回のコーヒーブレイクでの飲み物と菓子類などを用意するのが一般的である。その内容も、セミナーの評判につながるとのことである。元々は、食事等を提供することをセミナー参加への動機付けとして利用していた面もあったようであるが、現在、参加者は、相応の生活力がある中間層の上位又は富裕層に属することが多いので、このような習慣を見直す時期が遅かれ早かれ来るように思われる。

(3) その他

COLでは、通常の授業やセミナーとは異なる特別なものとして、後掲のとおり、女性によるスピーチ・コンテスト「Women Legal Contest」（第1回）を企画した。

このコンテストの出場者は、女性のみであり、3月8日の国際女性の日（祝日）にちなんで開催された。

運営上の問題点としては、発表者の学生に対し、担当テーマについて予め講師が教えるなど事前準備の負担が大きいこと、会場レンタル代などの費用が高く、私費で補填するなど経済的な負担も大きいことなどがある。次回以降の継続的な開催のためには、改善すべき課題が多いとのことである。

日時：2018年3月2日

場所：カンボジア日本人材開発センター（CJCC）

来賓：カンボジア弁護士会現会長，同会前会長，司法省次官

審査員：弁護士2名（男女1名ずつ），裁判官2名（男女1名ずつ）

※いずれもプロジェクトの元又は現ワーキング・グループのメンバー

発表者：大学生9名（COLメンバー以外が2名），全て女性

発表方法：1人10分間で，自作のスライド等に基づき，発表。

※名目はスピーチだが，実際には，民法の特定の分野を分かりやすく説明するというプレゼンテーション。

発表後，5分間，審査員からの質問に答える。

発表内容：予め与えられた民法に関する分野（1人1テーマ）

※今回は，1）遺言取消し，2）認知，3）遺言の方式，4）用益権，5）失踪宣告，6）制限行為者による契約の取消し，7）物権変動（成立，効果，対抗要件），8）不動産の相続（相続人が外国人の場合），9）売買契約の成立。

4 COLの成果について

（1）成果品

主な成果品は，講義レジュメ本の出版，講義ビデオの掲載¹⁴である（いずれもクメール語）。

講義レジュメ本については，3種類あり，2015年，2016年，2017年にそれぞれ出版し，配布している。今後も，毎年，出版する予定である。

講義ビデオについては，全10種類を予定（聞き取り日現在）しており，すでに婚約，完全養子縁組，普通養子縁組，夫婦財産制，離婚，内縁，親族間の扶養等に関するものがフェイスブックのページに掲載されている。2017年8月から約1か月に1種類の割合で掲載しており，再生回数は，多いもので約2万回である。今後も，随時，掲載する予定である。

（2）人材育成

受講生については，単純計算で，これまで約100名を育成したことになる。

セミナーについては，約200名がリピーターとして，ほぼ毎回，参加している。

卒業生の進路の一例は，以下のとおりであるが，良好な実績である。いずれも相応に

¹⁴ 前記の公式フェイスブックに掲載。

難しい試験であり、全体の合格者数も多くないが、COL卒業生の占める割合は、決して低くない。

	裁判官試験 ¹⁵ 合格者数	弁護士試験 ¹⁶ 合格者数	他の試験 ¹⁷ の 合格者数
長期コース 第1期生 (20人)	5	2	書記官：1 公証人：2
長期コース 第2期生 (36人)	3	4	書記官：6 ※公証人は募集なし
短期コース (20人)	2	1	—

(単位：人) ※長期コース第3期生：卒業未了。

5 おわりに

以上のように、COLに焦点を当てて、カンボジアの司法の実情を垣間見た。具体的なイメージを持ってもらえるように、あえて本筋から離れた情報も記載した。法整備支援は永遠に続くものではなく、いつかは支援が終わり、カンボジアの法曹が自立することを想定している。カンボジアの内戦の歴史を踏まえると、人材が育つまでには長い時間がかかり、決して一足飛びには進展しないが、COLのような地道な活動が少しずつ増えることで、やがて大きな変化につながるはずである。

今回紹介したCOL以外でも、そのような地道な活動は存在している。元ワーキング・グループのメンバーの裁判官の中には、週に何度か、朝、気心の知れた裁判官仲間とコーヒーショップに集まり、実務上の問題などについて話し合っている者もあり、所長を務める裁判所で、職員向けの勉強会を開催する者もいる。波及的効果は、着実に広がっている。

¹⁵ 裁判官検察官養成校の入学試験。合格者数は、毎回55名程度。

¹⁶ 弁護士養成校の入学試験。合格者数は、毎回40～50名程度。

¹⁷ 書記官養成校、公証人養成校等の各入学試験。合格者数は、毎回80～110名程度(書記官)、毎回15～20名程度(公証人)。